



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会社名 高砂香料工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 榊村 聡
(コード番号 4914 東証第一部)
問合せ先 取締役常務執行役員管理本部長
笠松 弘典
(TEL. 03-5744-0523)

株式併合、単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 14 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 25 日開催予定の当社第 89 回定時株主総会に下記のとおり株式の併合（5 株を 1 株に併合）、単元株式数の変更（1,000 株から 100 株に変更）および発行可能株式総数の変更（3 億株から 6 千万株に変更）に係る議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式の併合

(1) 併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの主旨を尊重し、当社普通株式の売買単位を、現在の 1,000 株から 100 株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても、全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とするために、株式の併合を行うものであります。

(2) 併合する株式の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合の方法・比率 平成 27 年 10 月 1 日（木）をもちまして、平成 27 年 9 月 30 日（水）の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、普通株式 5 株を 1 株の割合をもって併合いたします。

③併合により減少する株式数 (平成 27 年 3 月 31 日現在)

株式併合前の発行済株式総数	100,761,988 株
株式併合により減少する株式数	80,609,591 株
株式併合後の発行済株式総数	20,152,397 株

(注) 「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。なお、当社は新株予約権を発行していません。

(3) 併合により減少する株主数

本株式併合を行った場合、5株未満の株式を所有の株主様 131名（そのご所有株式数の合計は 169株）が株主たる地位を失うこととなります。なお、本株式併合の効力発生日までは、会社法第 194 条第 1 項および当社定款第 10 条の定めにより、所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当社に請求することができるとともに、会社法第 192 条第 1 項の定めにより、その単元未満株式を買取を当社に請求することができます。

<株主構成>

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

所有株式数	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主	5,936名(100.0%)	100,761,988株(100.0%)
5株未満所有株主	131名(2.2%)	169株(0.0%)
5株以上所有株主	5,805名(97.8%)	100,761,819株(100.0%)

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条の定めにより、一括して売却処分し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じてお支払いいたします。

(5) 併合の条件

平成 27 年 6 月 25 日開催予定の当社第 89 回定時株主総会で、本株式併合に係る議案、単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更を必要とする理由

上記「1. 株式の併合 (1) 併合を必要とする理由」に記載のとおり、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の主旨を尊重し、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するものであります。

(2) 変更の内容

平成 27 年 10 月 1 日（木）をもちまして、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(注) 上記の変更にあたり、本株式併合および単元株式数変更の効力発生日は平成 27 年 10 月 1 日となりますが、株式の売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 27 年 9 月 28 日となります。

(3) 変更の条件

平成 27 年 6 月 25 日開催予定の当社第 89 回定時株主総会で、本株式併合に係る議案、単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 発行可能株式総数の変更

(1) 発行可能株式総数の変更を必要とする理由

上記「1. 株式の併合」に記載の株式併合により、当社の発行済株式総数が 5 分の 1 に減少することから、株式併合の割合に合わせ発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 変更の内容

平成 27 年 10 月 1 日 (木) をもちまして、発行可能株式総数を 3 億株から 6 千万株に変更いたします。

(3) 変更の条件

平成 27 年 6 月 25 日開催予定の当社第 89 回定時株主総会で、本株式併合に係る議案、単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 今後の日程

取締役会開催日	平成 27 年 5 月 14 日
定時株主総会開催日	平成 27 年 6 月 25 日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成 27 年 10 月 1 日 (予定)
単元株式数変更の効力発生日	平成 27 年 10 月 1 日 (予定)
発行可能株式総数の効力発生日	平成 27 年 10 月 1 日 (予定)
株主様宛株式併合割当通知の発送	平成 27 年 11 月上旬 (予定)
株式の処分代金の支払い開始	平成 27 年 12 月上旬 (予定)

(注) 上記のとおり、本株式併合および単元株式数変更の効力発生日は平成 27 年 10 月 1 日ですが、株式の売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 27 年 9 月 28 日となります。

以上

<添付資料>

(ご参考) 株式併合及び単元株式数の変更に関するQ&A

Q 1 株式併合、単元株式数変更とはどのようなことですか。

- A. 株式併合とは、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式とするものです。
また、単元株式数の変更とは、株式の議決権の単位および全国証券取引所における売買の単位となる株式数を変更するものです。
当社では、平成27年10月1日をもって単元株式数を1,000株から100株に変更すると同時に、5株を1株とする株式併合を実施することを予定しております。

Q 2 株式併合、単元株式数の変更の目的は何ですか。

- A. 全国証券取引所では、上場する国内会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一することを目指しています。その目的は、株式売買の利便性を向上させ、株式の流動性の向上を図ることにあります。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この主旨を尊重し対応することとしたものです。
全国証券取引所は、投資家にとって望ましい投資単位を5万円以上50万円未満として公表しており、単に当社株式の単元株式数を100株に変更しますと、望ましい投資単位とはならないことも想定されるため、同時に5株を1株に株式併合することを予定しております(株式併合実施後の100株は、併合実施前の500株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の5倍となりますが、単元株式数は10分の1(1,000株→100株)となりますので、実質的な投資単位は併合前の2分の1となります。)

Q 3 株式併合により所有株式数が減少しますが、資産価値に影響はあるのですか。

- A. 株式併合の実施前後で当社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動などの要因を除き、ご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。
ご所有の株式の数は、併合前の5分の1となりますが、逆に、1株あたりの純資産額は5倍となります。また、理論上の1株あたりの株価は、併合前の5倍となります。

Q 4 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

- A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成27年9月30日最終の株主名簿に記載された株式数に5分の1を乗じた株式数(1に満たない端数が発生する場合には切り捨てとさせていただきます。)となります。また、効力発生日後の議決権個数はご所有株式数100株につき1個となります。

株式併合および単元株式数変更の効力発生日前後で、ご所有株式数および議決権個数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権個数	ご所有株式数	議決権個数	端数株式相当分
①	2,000株	2個	400株	4個	なし
②	1,100株	1個	220株	2個	なし
③	1,026株	1個	205株	2個	0.2株
④	500株	0個	100株	1個	なし
⑤	453株	0個	90株	0個	0.6株
⑥	4株	0個	0株	0個	0.8株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例③、⑤、⑥のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して売却処分し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。端数株式相当分の処分代金は、平成27年12月頃にお送りすることを予定しております。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増制度または買取制度をご利用いただくことも可能です（買増・買取に関する手数料無料）。具体的なお手続き方法については、お取引のある証券会社または後記（※）の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

効力発生前のご所有株式数が5株未満の株主様（上記の例⑥のような場合）は、株式併合により、すべてのご所有株式数が端数株式となり、株主様としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q5 何か手続きをしなければならないのですか。

A. 特段のお手続きの必要はございません。

上記Q4でのご説明のとおり、5株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、当社が一括して売却処分し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。なお、株式併合前のご所有株式数が5株未満の株主様は当社株式の保有機会を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 6 株式併合後に受け取る配当金はどうなりますか。

- A. ご所有株式は5分の1となりますが、1株あたりの配当金は5倍となりますので、今後の業績や経営環境の変動などの他の要因を除き、株式併合を理由にお受け取りになれる配当金の総額が変わることはございません。平成28年3月期の期末配当より、併合後の株式数を基に1株あたりの配当金が算出されることとなります。

Q 7 株式併合後も単元未満株式の買増をしたり、買取をしてもらえますか。

- A. 株式併合の効力発生前と同様、市場での売買ができない単元未満株式をご所有の株主様（100株未満の株式をご所有の株主様）は、単元未満株式の買増制度または買取制度をご利用いただけます（買増・買取に関する手数料無料）。単元未満株式に係る具体的なお手続きは、お取引のある証券会社または後記（※）の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 8 今後のスケジュールはどうなりますか。

- A. 次のとおり予定しております。
- | | |
|------------------|------------------------------------|
| 平成 27 年 6 月 25 日 | 定時株主総会開催日 |
| 平成 27 年 9 月中旬 | 株式併合の公告日 |
| 平成 27 年 9 月 27 日 | 単元株式数（1,000 株）での売買最終日 |
| 平成 27 年 9 月 28 日 | 当社株式の売買単位が 100 株に変更となる日 |
| 平成 27 年 10 月 1 日 | 株式併合、単元株式数変更及び
発行可能株式総数変更の効力発生日 |
| 平成 27 年 11 月上旬 | 株主様宛株式併合割当通知の発送 |
| 平成 27 年 12 月上旬 | 端数株式の売却代金のお支払い開始 |

※＜株主名簿管理人＞

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

〒137-8081 東京都江東区東砂 七丁目 10 番 11 号

電 話： 0120-232-711（通話料無料）

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝祭日を除く）

以上